

(趣旨)

第1条 この規則は、門真市情報公開条例（平成11年門真市条例第13号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(開示請求の手続)

第2条 条例第10条に規定する開示請求書は、公文書開示請求書（様式第1号）とする。

2 条例第10条第1項第3号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 条例第5条第1項第2号に掲げる者にあつては、事務所又は事業所の名称及び所在地
- (2) 条例第5条第1項第3号に掲げる者にあつては、学校の名称及び所在地
- (3) 条例第5条第1項第4号に掲げるもののうち、個人にあつては事務所又は事業所の名称及び所在地、法人その他の団体にあつては団体の名称、所在地及び代表者の氏名
- (4) 条例第5条第1項第5号に掲げるものにあつては、そのものが有する実施機関が行う事務事業に関する利害関係の内容

(開示決定期間の延長通知)

第3条 条例第11条第2項の規定による通知は、公文書開示決定期間延長通知書（様式第2号）により行う。

(開示決定等の通知)

第4条 条例第11条第3項の規定による決定の通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる通知書により行う。

- (1) 公文書を開示する場合 公文書開示決定通知書（様式第3号）
- (2) 公文書の一部を開示する場合 公文書部分開示決定通知書（様式第4号）
- (3) 公文書を開示しない場合 公文書不開示決定通知書（様式第5号）
- (4) 公文書の存否を明らかにしないで公文書の開示を拒否する場合 公文書存否不応答決定通知書（様式第6号）
- (5) 公文書が不存在であるため公文書を開示しない場合 公文書不存在決定通知書（様式第7号）

(開示請求に係る決定等の期限の特例に関する通知)

第5条 条例第12条の規定による通知は、公文書開示決定期間期限特例通知書（様式第8号）により行う。

(開示請求に係る第三者に対する通知等)

第6条 条例第13条第2項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 開示請求のあった公文書の件名及び内容
- (2) 第三者に関する情報の内容
- (3) 条例の該当項目
- (4) 回答期限

2 条例第13条第1項又は第2項の規定による第三者保護に関する手続は、公文書開示意見照会書(様式第8号の2又は様式第9号)及び公文書開示意見書(様式第10号)により行う。

3 条例第13条第3項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 開示の決定をした理由
- (2) 開示をする日

4 条例第13条第3項の開示決定の通知は、第三者情報開示決定通知書(様式第11号)により行う。

全部改正〔平成24年門真市規則7号〕

(開示の方法)

第7条 次の各号に掲げる電磁的記録についての条例第14条第2項の規則で定める方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。

- (1) 録音テープ又は録音ディスク 次に掲げる方法であって、実施機関が現に使用している専用機器により行うことができるもの
 - ア 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取
 - イ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ(記録時間90分以下のものに限る。別表において同じ。)又は光ディスクに複製したものの交付
- (2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法であって、実施機関が現に使用している専用機器により行うことができるもの
 - ア 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴
 - イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ(記録時間120分以下のものに限る。別表において同じ。)又は光ディスクに複製したものの交付
- (3) 電磁的記録(前2号に該当するものを除く。) 次に掲げる方法であって、実施機関がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの
 - ア 当該電磁的記録を別表に掲げる用紙に出力したものの閲覧
 - イ 当該電磁的記録を実施機関が現に使用している専用機器により再生したものの閲覧又は視

聴

ウ 当該電磁的記録を別表に掲げる用紙に出力したものの交付

エ 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付

2 条例第14条第3項の場合において公文書の閲覧をする者は、当該公文書を丁寧に取り扱い、汚損し、破損し、又は改ざんすることがないようにしなければならない。

3 実施機関は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれのある者に対し、公文書の閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

4 公文書の写しの交付部数は、請求1件につき1部とする。

一部改正〔平成25年門真市規則12号・令和4年40号〕

(費用負担)

第8条 条例第15条ただし書の規則で定める費用の額は、別表に定める額とする。

(門真市情報公開審査会)

第9条 条例第17条の門真市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は事故あるときは、その職務を代理する。

第10条 審査会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第11条 条例第17条の2第4項又は第17条の3の規定により審査会に出席した者は、当該審査会において知り得た事項を他に漏らしてはならない。

一部改正〔平成28年門真市規則17号〕

第12条 会長は、審査会で審査し、審議した結果を、速やかに諮問をした実施機関に答申しなければならない。

第13条 条例第17条の8の規定による答申の公表は、門真市情報コーナーにおいて行う。

一部改正〔平成28年門真市規則17号〕

第14条 審査会の庶務は、総務部総務課で行う。

一部改正〔平成14年門真市規則10号・18年50号・20年19号・23年9号・26年35号・29年15号〕

(運用状況の公表)

第15条 条例第19条に規定する運用状況の公表項目は、請求件数、開示件数、不開示件数その他の事項とする。

2 前項の公表の方法は、門真市公告式条例（昭和31年条例第10号）の定めるところにより行うとともに、市の広報紙及びホームページに掲載するものとする。

3 前2項の規定による公表は、毎年6月末日までに行うものとする。

一部改正〔令和4年門真市規則40号〕

（細目）

第16条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。